

- 第1条 鯖江・丹生消防組合消防団員(以下「団員」という。)に対する被服等の貸与については、この規則の定めるところによる。
- 第2条 団員には別表に定める被服等を貸与する。
- 2 前項に規定するもののほか、勤務の性質上管理者が特に必要と認めるものについては、この規則に準じて団員に貸与し、または供用させることができる。
- 第3条 貸与品の使用期限は定めず、消防長において点検のうえ、使用に堪えないと認めた場合には代品を貸与する。
- 第4条 貸与品は、退職の際これを返納しなければならない。
- 第5条 貸与品をき損または紛失したときは、代品を再貸与することができる。ただし、そのき損または紛失が自己の責任によるときは、当該団員は、相当代価を弁償しなければならない。
- 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に貸与されている被服等は、第3条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合消防団員被服等貸与規則の規定により貸与されたものとみなす。

別表

(平17規則1・全改)

番号	貸与品	数量
1	冬帽	1
2	夏帽	1
3	アポロキャップ	1
4	冬服	1
5	夏服	1
6	活動服	1
7	ゴム長靴	1
8	ネクタイ	1
9	保安帽	1
10	バンド	1
11	階級章	1
12	雨衣	1

備考 夏帽については、副分団長以上とする。